

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	13 件

京都国民年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで
20歳から国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月にA県B市において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、当時、同市では国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度分の納付書を交付し、納付勧奨するのが通例であったことを踏まえると、申立人が、この納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1955

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年3月まで

私が20歳のとき、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は*か月と短期間であるとともに、申立人については昭和40年4月以降、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親については38年3月以降、60歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、当時、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度保険料についても納付勧奨することが通例であり、申立期間直後の昭和40年度の保険料が過年度納付されていることを踏まえると、この納付に併せ申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年12月まで
② 昭和44年2月
③ 昭和61年7月から同年9月まで

申立期間①については、昭和36年4月ごろ、親に勧められ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付し、申立期間②及び③についても、納付したはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和45年5月にA県B町(現在は、C市)で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間は過年度納付が可能であり、申立期間直後の44年3月及び同年7月から45年3月までの期間の保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間③について、申立人が所持する年金手帳では、昭和51年10月1日に国民年金被保険者の資格を喪失後、61年7月25日に第1号被保険者資格を再取得していることが確認できることから、この時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、再取得手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、

申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、当時居住していたD県E市で昭和42年1月に申立人の元夫と連番で国民年金手帳記号番号（*）が払い出されていることが確認できるが、同手帳記号番号払出簿には「取消し」との記載が有る上、一緒に払い出されている申立人の元夫も未納であることが確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（*）が払い出された昭和45年5月の時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
区役所で国民年金に加入した際、さかのぼって国民年金保険料を納付したら、20歳から加入になると説明を受けたことを覚えている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は*か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和47年4月以降、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立人は申立期間直後の47年4月から50年3月までの保険料を同年12月5日に特例納付及び過年度納付していることが領収済通知書及び特殊台帳により確認できる上、申立人が申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、平成6年12月から7年10月までは38万円、同年11月は34万円、同年12月は38万円及び8年1月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成8年5月から同年10月までは28万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、9年1月から同年4月までは28万円、同年6月から同年9月までは28万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、10年1月から同年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、11年2月は28万円、同年11月から12年9月までは22万円、同年10月は24万円、13年3月は24万円、同年8月及び同年9月は24万円、14年8月は24万円、同年9月は20万円、同年10月から15年4月までは22万円並びに同年5月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成2年7月1日まで
② 平成6年12月1日から8年2月1日まで
③ 平成8年5月1日から15年6月1日まで

申立期間に勤務していた株式会社A及び有限会社Bにおける標準報酬月額が、ねんきん定期便に記録されている金額と所持している給与明細書とに相違があるので、確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

株式会社Aに係る申立期間②において申立人が所持している平成7年1月分及び同年10月分から同年12月分までの期間における給与明細書では、オンラインに記録されている標準報酬月額(26万円)を超える報酬額が支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録では、平成6年12月1日付け(処理日は7年2月3日)の随時改定(以下「当該随時改定」という。)により申立人の標準報酬月額が38万円から26万円に減額されていることが確認できるが、当該随時改定により標準報酬月額が減額されている複数の同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、同年12月から7年9月までの期間において、当該随時改定前の標準報酬月額に相当する保険料額が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人について、申立期間のうち給与明細書を所持する期間を除いて、これを確認できる資料は無いが、上述の同僚における厚生年金保険料の控除の状況から平成6年12月から7年9月までの期間の厚生年金保険料は、当該随時改定前の標準報酬月額(38万円)に相当する保険料が引き続き控除されていたと推認される。また、8年1月の厚生年金保険料は、標準報酬月額(47万円)に相当する保険料が控除されていたと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②における標準報酬月額については、平成6年12月から7年10月までの期間は38万円、同年11月は34万円、同年12月は38万円及び8年1月は47万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aにおいて社会保険事務所(当時)が保管する滞納処分票に「平成7

年1月31日付けで事業所の担当者が月変を持参した。」と記載されていることから、事業主が実際の報酬額と相違する標準報酬月額を届け出たと認められ、また、給与明細書で推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において推認できる保険料額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、有限会社Bに係る申立期間③においては、申立人が所持している平成8年11月分から15年5月分までの給与明細書では、一部期間を除きオンラインに記録されている標準報酬月額を超える報酬額が支給され、標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち給与明細書を所持しない期間は、申立期間当時勤務していた複数の同僚が所持している給与明細書における厚生年金保険料の控除額及び申立人の平成8年11月以降の保険料控除額から判断して、同年5月から同年10月までの期間の厚生年金保険料についても、給与明細書がある期間と同様に、報酬額(28万円)に相当する保険料が控除されていたと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の有限会社Bに係る申立期間③における標準報酬月額については、当該期間のうち平成8年5月から同年10月までは28万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、9年1月から同年4月までの期間は28万円、同年6月から同年9月までの期間は28万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、10年1月から同年4月までの期間は30万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、11年2月は28万円、同年11月から12年9月までの期間は22万円、同年10月は24万円、13年3月は24万円、同年8月及び同年9月は24万円、14年8月は24万円、同年9月は20万円、同年10月から15年4月までの期間は22万円並びに同年5月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書で推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、当該期間について、長期間にわたり一致していないこ

とから、事業主は、給与明細書において推認できる保険料額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、有限会社Bに係る申立期間③のうち上述のあっせん期間を除いて、申立人の所持する給与明細書から、平成9年5月、10年11月から11年1月までの期間、同年5月及び同年6月、12年11月から13年2月までの期間、同年4月から同年7月までの期間、同年10月から14年2月までの期間並びに同年6月については、オンラインに記録されている標準報酬月額に相当する報酬額が支給されていることが確認できることから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成11年3月及び同年4月、14年3月から同年5月までの期間並びに同年7月については、オンラインに記録されている標準報酬月額より少ない報酬額が支給され、11年7月から同年10月まではオンラインに記録されている標準報酬月額に見合う保険料と同額の厚生年金保険料額が給与から控除されていることが確認できることから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、株式会社Aに係る申立期間①においては、申立人が所持する銀行取引明細書の給与振込額から金額の増減はあるもののオンラインに記録されている標準報酬月額を超える報酬額が振り込まれていることが確認できるが、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料等を所持していない上、同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険控除額は、オンラインに記録されている標準報酬月額に相当する保険料額と一致している。

また、株式会社Aは既に解散しており元事業主も既に亡くなっている上、元事業主の配偶者は、「当該事業所は倒産し、会社を清算した際に当時の書類もすべて処分したと思われる。」と回答していることから、申立てに係る厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和62年4月1日に財団法人Aから株式会社Bに異動しました。財団法人Aの資格喪失日が同年3月31日となっているが、4月分の給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、雇用保険の記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が昭和62年3月31日まで財団法人Aに勤務していたことが認められる。

また、財団法人Aから提出された、申立人に係る昭和62年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿における報酬額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係書類が残されていないため、保険料を納付したか否

かについては不明としているが、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人が昭和 62 年 3 月 31 日に資格を喪失した旨の記載があることから、事業主は同年 3 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年8月1日まで

私は、平成2年7月1日から5年8月1日まで株式会社Aに勤務していたが、ねんきん定期便に係る年金加入記録には、申立期間について、給与が下がった事実はないのに、当時、私が受けていた給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間における標準報酬月額は24万円と記録されていたところ、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月7日）の後の平成6年3月17日付けで、申立人を含め3名について、5年1月1日に遡及して標準報酬月額を20万円に引き下げている。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成5年1月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円と訂正することが必要と認められる。

京都国民年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から50年8月までの期間及び57年7月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から50年8月まで
② 昭和57年7月から62年3月まで

私は、昭和45年5月に結婚し、夫の会社が厚生年金保険の無い会社であったので、夫が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月の婚姻後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①については、昭和50年9月29日に任意加入被保険者の資格を取得していることが申立人が所持する国民年金手帳において確認できることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人夫婦は、共に申立期間の保険料は未納とされていることが確認できることから、現年度納付されなかったものと考えられ、申立期間の保険料をさかのぼって過年度納付したとの主張も無い。

さらに、申立人夫婦が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から53年11月までの期間及び57年7月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から53年11月まで
② 昭和57年7月から62年3月まで

20歳から国民年金に加入し、加入手続や国民年金保険料の納付については母親が行っていたと思う。結婚後の昭和45年5月からは妻と一緒に保険料を納付したはずである。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金に加入し、婚姻前については申立人の母親が、婚姻後の昭和45年5月からについては申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには現年度納付、過年度納付及び特例納付によることとなるが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、現年度納付が可能な昭和53年4月から同年11月までの保険料は未納とされていることが確認できる上、申立期

間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間②について、上記の国民年金収滞納リストにおいて、申立人夫婦は、共に申立期間の国民年金保険料は未納とされていることが確認できることから、現年度納付されなかったものと考えられ、申立期間の保険料をさかのぼって過年度納付したとの主張も無い。

加えて、申立人の母親又は申立人夫婦が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年9月までの期間、45年6月から同年9月までの期間及び46年6月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和49年4月から50年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年9月まで
② 昭和45年6月から同年9月まで
③ 昭和46年6月から49年3月まで
④ 昭和49年4月から50年11月まで

申立期間①、②、③及び④については、定額保険料に併せすべて付加保険料を納付したはずであり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、定額保険料に併せすべて付加保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間①、②及び③の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の定額保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、付加保険料の制度は昭和45年10月に始まったものであり、制度開始前である申立期間①及び②の付加保険料は納付することができない上、

付加保険料の納付は、その申出を行った日の属する月以後について納付できることとされており、申立人の付加保険料納付の申出日は50年12月25日と特殊台帳に記載され、同年12月分から納付が開始されていることが確認できることから、この申出月前の申立期間③及び④の付加保険料は納付することができず、申立内容とは符合しない。

なお、申立期間④に係る定額保険料については、既に納付済みであることが特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間④の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間④の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和54年12月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から50年3月まで
② 昭和54年12月から61年3月まで

亡くなった父親が時期は定かではないが、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料をA市で納付してくれていた。申立期間②については、昭和54年12月に付加保険料納付の申出を行った旨のはがきを所持しているため、付加保険料の納付についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間①の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、当時の被保険者台帳である特殊台帳では申立期間は未納となっていることが確認できる上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納一覧表では、申立期間について申立人は記載されておらず、保険料の納付は、50年

4月からであることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

また、申立人は、申立期間②の付加保険料を納付していたとし、昭和54年12月に納付申出を行ったことを示すA市からの通知はがきを所持しているが、前述のA市の国民年金収滞納一覧表において、申立期間②については、定額保険料のみの納付となっており、特殊台帳の昭和54年度の摘要欄に「**附** 辞退」の押印が確認できることから、付加保険料は納付されなかったとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

昭和44年*月ごろ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付してくれていた。家族全員が納付していて、私一人が未納となっているはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人の両親については、昭和36年4月に夫婦連番で、申立人の兄については、40年2月に払い出されているのに対し、申立人については、49年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、家族と一緒に申立期間の保険料を集金人に納付できず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年*月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年*月から58年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母親と一緒に父親名義の当座預金から口座振替により納付しており、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親名義の当座預金から口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、A市において国民年金保険料の口座振替制度が導入されたのは、昭和54年6月からであることが確認できることから、52年*月から口座振替により納付したとの申立内容とは符合しない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年8月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストにより、申立人は、同年4月から同年6月までの保険料を納付書により納付し、同年7月からの保険料を申立人の父親名義の当座預金口座から振替（振替日、58年9月27日）により納付していることが確認できる。

なお、申立人の両親の口座振替の開始は、上記の国民年金収滞納リストにより、昭和57年7月分（振替日、57年9月27日）であることが確認できる。

さらに、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、さかのぼって納付したとの主張も無い。

加えて、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和45年10月から49年9月まで

私は、昭和36年にA県B町（現在は、C市）で国民年金に加入し、41年9月にD区に転入し、国民年金の再加入手続を行った。留守がちで未納になっていた期間について、49年12月ごろ、5万円から7万円を特例納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月ごろ、申立期間の国民年金保険料として5万円から7万円を特例納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立人は、昭和41年11月から42年3月までの期間及び同年10月から45年9月までの期間の国民年金保険料を、50年12月12日に郵便局で特例納付していることが領収済通知書により確認でき、このことは当時の被保険者台帳である特殊台帳からも確認できるものの、申立期間については特例納付の記載は無く、国民年金に未加入の期間となっていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から39年2月まで

母親が昭和37年4月ごろA区で、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

なお、国民年金手帳の昭和36年4月から同年12月までの欄に朱印の痕跡が有る理由が分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和37年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和37年3月にA区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同払出簿には「取下」と記載されている上、申立人が所持している同年3月発行の国民年金手帳の印紙検認記録欄には、保険料納付を示す検認印が無いことが確認できる。

また、申立人には、昭和45年1月に別の国民年金手帳記号番号(*)が、B区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

なお、申立人が国民年金手帳に朱印の痕跡が有ると主張する期間については、「納付不要」等の押印の可能性が有るものの、当該期間は、申立人が

20歳前の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年3月まで
20歳になった際、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」により、A県内すべてについて「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私は、申立期間において、父親が経営する事業所で働いていたが、厚生年金保険に加入していなかったため、昭和57年4月ごろ、父親がA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月ごろ、申立人の父親がA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」によりC県内すべてについて「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該

当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年9月までの期間、46年7月から49年10月までの期間、平成15年10月から16年3月までの期間及び同年5月から17年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から43年9月まで
② 昭和46年7月から49年10月まで
③ 平成15年10月から16年3月まで
④ 平成16年5月から17年1月まで

昭和42年*月に20歳になったので、夫と一緒にA県B区役所で国民年金の加入手続を行った。A県に居住していた申立期間①の国民年金保険料は自身で毎月納付し、46年ごろC市D区に転居してからの申立期間②、③及び④の保険料は夫が納付してくれていた。申立期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年*月に、申立人の夫と一緒にB区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は自身で毎月納付し、46年ごろにC市に転居後の申立期間②、③及び④の保険料は、申立人の夫が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、当時の被保険者台帳である特殊台帳により、国民年金手帳の交付年月日が昭和45年11月18日であることが確認できることから、この日に払い出されたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点において、申立人は、申立期間直後の43年10月から45年3

月までの保険料を同年12月14日に過年度納付していることが特殊台帳により確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特殊台帳に特例納付が行われた記載は見当たらない上、特例納付したとの主張も無い。

また、申立期間②について、申立人は、昭和46年ごろにC市D区に転居したとしているが、上記の特殊台帳には、前住所地（B区）以外の住所履歴の記載は無いことから、オンライン記録により、同市E区への住所変更手続が行われたことが確認できる平成16年2月15日まで、国民年金に係る住所変更手続が行われなかったものと考えられる上、保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納である。

さらに、申立期間③及び④について、申立期間に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の国民年金保険料すべてが漏れるとは考え難い。

加えて、申立人又はその夫が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年6月まで

20歳となった昭和45年*月当時は学生であったので、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。三人姉妹の姉二人は納付しており、私の分も納付してくれていたと思う。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月当時は学生であったので、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人の姉二人については、いずれも20歳になったところに払い出されているのに対し、申立人の同手帳記号番号(*)は、前後の被保険者の記録から昭和50年11月ごろにA県B区で払い出され、同手帳記号番号による被保険者資格取得日は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年11月1日とされていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人には、別の国民年金手帳記号番号(*)がC町(現在は、D市E区)で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、同手帳記号番号により発行された申立人所持の年金手帳では、「はじめて被保険者となった日」は、昭和56年2月1日であることが確認でき

る。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から15年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から15年3月まで

国民年金保険料の学生納付特例の申請を行っていた申立期間については、両親の勧めにより平成15年か16年ごろ、A市役所で追納した記憶が有る。申立期間について追納の記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年か16年ごろ、A市役所で申立期間の国民年金保険料を追納したと主張している。

しかしながら、学生納付特例期間について、国民年金保険料を納付するには、追納申込みを行う必要が有るが、当該申込みが行われた形跡は見当たらない上、国庫金である追納保険料はA市役所では納付できず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から47年10月まで

私は、昭和40年10月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、昭和47年11月13日に任意の種別により国民年金の被保険者資格を取得していることが、特殊台帳、申立人が所持する国民年金手帳（昭和47年11月29日発行）及びA市が保管する国民年金収滞納リストから確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しな

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から55年3月まで

私が20歳になった昭和51年*月に、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。亡くなった父親は、私と妹が大学生の間、保険料については納付していたと言っていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和51年*月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月にB県C市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金に係る「初めて被保険者となった日」は昭和61年4月1日と記載されており、A市が保管している国民年金被保険者名簿においても、申立人は、国民年金の被保険者資格を上記と同日に取得していることが確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人が当時居住していたとするA市において、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であ

るが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりD県内すべてについて旧姓である「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の妹は、20歳となった昭和54年*月から、国民年金の第3号被保険者となった61年4月まで国民年金に加入した形跡は見当たらない。

加えて、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1973

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成元年 2 月まで

私は当時学生であったが、20 歳になった昭和 61 年*月ごろ母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年*月ごろ申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成 3 年 5 月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人が所持する年金手帳にも「初めて被保険者となった日」は「平成 3 年 4 月 16 日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から43年3月まで

A市に居住していた昭和38年1月ごろ、郵便局員の勧めにより国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、郵便局員に毎月150円ぐらい納付していたと記憶している。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する国民年金手帳でも被保険者資格の取得日が同年4月1日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年9月まで

結婚を機に、夫が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、銀行で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を機に、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成3年11月に払い出されていることが確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立人は、納付可能な元年10月から3年3月までの保険料を同年11月29日以降、16回にわたって過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から59年5月まで

申立期間当時、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。なお、私は、「A（漢字）」（B（カナ））という通称名を使っていたので、併せて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりC県内すべてについて「D（漢字）」、「A（漢字）」、「E（カナ）」及び「B（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立期間当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により「B（カナ）」を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から同年9月まで
昭和41年3月ごろ、亡くなった母親がA県B市役所で国民年金の加入
手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。
申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続をB市役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人が申立期間当時、居住していたことが戸籍の附票により確認できるB市及びC市D区において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内及びE県内すべてについて「F（漢字）」及び「G（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2061(事案 683 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 6 月 30 日まで
平成 20 年 5 月 26 日付けの A 株式会社 B 支店における申立てについて、21 年 4 月 9 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする第三者委員会の通知があったが、その後、昭和 21 年 7 月 1 日から 22 年 2 月 28 日までの C 県 D 組合 C 県事務所における厚生年金保険の加入記録が判明した。私は、当該事業所の前身である C 県 E 組合のころから勤務していたので、判明した記録の以前にも厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

前回の、昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 3 月 30 日までの期間に係る申立てについては、申立人が、21 年 9 月 1 日付けの A 株式会社 B 支店の辞令（任書記）を所持していることから、当該期間の少なくとも一部期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、23 年 2 月 1 日に当該事業所は廃止され、当時の事業主及び役員の所在は不明であり、当時の関連資料の存否も不明である上、当該事業所に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人について記憶している者は無く、上記被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名が記載されていないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、その後、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、昭和 21 年 7 月 1 日から 22 年 2 月 28 日までの期間について、C 県 D 組合 C 県事務所における申立人の厚生年金保険の加入記録が判明し、厚生年金保険の加入記録について既に訂正されている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間を昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までに訂正し、同年 4 月 1 日付けの A 株式会社の昇給通知書を新たな資料として提出している。

また、申立人は昭和 21 年 7 月 1 日から C 県 D 組合 C 県事務所において厚生年金保険に加入していることに加え、上記の昇給通知書及び同年 9 月 1 日付けの A 株式会社 B 支店の辞令（任書記）を所持していることから、両事業所は関係事業所であったことがうかがえることから、申立期間の一部において C 県 D 組合 C 県事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 県 D 組合 C 県事務所の登記簿謄本及び閉鎖登記簿は見当たらない上、日本年金機構 C 事務センターに照会したが、「C 県 D 組合 C 県事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は申立期間当時の同僚 3 名の氏名を記憶しているが、いずれも所在が不明である上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できないことから、申立期間当時の同僚から申立人の申立内容に係る供述を得ることができない。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、C 県 E 組合の昭和 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 20 日までの健康保険の加入記録については、申立人が当時生年月日を誤って記憶していたと供述していることから、申立人の記録であることが推認できるものの、当該事業所の登記簿謄本及び閉鎖登記簿は見当たらない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認できないことから、当該事業所における勤務実態について確認することができない。

また、申立人が、「事業所名が F 組合という名称の時もあった。」と述べていることから、日本年金機構 G 事務センターに F 組合について照会したところ、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿が存在し、事業所名称が G 県 E 組合、F 組合、G 県 H 組合と変遷していることが確認できるが、いずれの事業所においても申立人の氏名は確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 1 月 11 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この間は株式会社Aに入社し、B市内の事業所に弁当の配送をしていた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおいて、申立人と同様の業務に従事していた同僚の供述により、申立期間の一部について、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、株式会社Aは既に廃業しており、元事業主は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している同僚はいるものの、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る年金手帳記号番号払出簿の記録において、申立人の資格取得日は昭和 58 年 1 月 11 日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、雇用保険の記録において、申立人の株式会社Aにおける加入記録は確認できない上、申立期間前の勤務先であるC株式会社を退職した後、

昭和57年6月9日から同年12月12日までの期間において失業給付を受給していたことが確認できることから、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入し、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年9月30日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A県職員を退職後、平成3年4月1日から6年3月31日までA県B事務所(現在は、C事務所に業務引継ぎ)で勤務していたが、そのうちの3年4月1日から同年9月30日の期間が空白になっていることが分かった。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は申立期間においてA県B事務所に嘱託職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事務所に照会したところ、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等資料は保存年限である5年間を経過しており、残っていない。」と回答している上、当該事務所に関する人事・経理を取り扱うA県D部E課も、「申立期間当時の書類が保存されていないため、当時の状況について不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様にA県職員を退職後、当該事業所に嘱託勤務した複数の同僚に照会したところ、「A県職員退職後半年間は、雇用保険給付に相当する手当が出ていたので、勤務していたとしても厚生年金保険の加入対象外とされており、加入手続は半年経過後となる旨、A県B事務所より説明を受けた。」という内容の供述があり、上記同僚を含めた複数の嘱託職員はA県職員退職後に継続勤務し、半年経過後に厚生年金保険に加入してい

ることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった平成3年分給与所得の源泉徴収票において、社会保険料等の金額は4万3,120円と記載されているが、仮に、申立期間どおりに厚生年金保険料が控除されていたとすると、申立期間である同年4月から9月を含む厚生年金保険料と健康保険料の控除額は、少なくとも13万円以上であることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと考えるのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月ごろから 58 年 12 月ごろまで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A連合（現在は、B連合）で勤務していた期間について加入記録が無いことが分かった。申立期間については、C大学の夜間部に通いながら、勤労学生として勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A連合の元同僚等の供述から、申立人が申立期間において集配係として同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じ大学の夜間部学生で、集配係であった元同僚についても、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった記録は無く、当該元同僚は「勤務当時、特に厚生年金保険に加入していたという認識は無い。」と供述していることから、申立人及び当該元同僚は厚生年金保険の加入対象となる従業員とは取扱いが異なっていたものと考えられる。

また、B連合に照会したところ、「申立期間当時の勤務記録や給与台帳等の資料が保管されていないことから、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険への適用については不明。」と回答している。

さらに、当該事業所における複数の元従業員に照会した結果においても、申立人の厚生年金保険への加入状況や給与からの保険料控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、雇用保険被保険者加入記録でも、申立人が申立期間において雇用保険の被保険者であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月から30年10月20日まで

昭和29年4月にA社を退職後、数か月間アルバイトをし、姉婿のBの紹介でC株式会社（現在は、D株式会社）E課に機械係として入社し、坑内、坑外に設置されている機械の運転及び修理等に従事した。このことを証明する資料が必要であることは理解できるが、鉱山で苦労したことは、私自身の体が記憶している。申立期間を厚生年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の一部期間において、C株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社の後継事業所であるD株式会社は、「申立人が社員であれば厚生年金保険料を給与から控除して社会保険事務所（当時）に納付していたはずであるが、当時の資料が残っていないので申立人の勤務形態は分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の複数の同僚に照会したところ、申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶している者はいるが、申立人の申立期間における厚生年金保険の保険料控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理

番号も連続しており欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

私は、有限会社Aに昭和 47 年 7 月入社し、平成 13 年 4 月末まで 29 年間勤務した。勤務を初めて 2 か月程の試用期間の後、昭和 47 年 9 月に本採用になり厚生年金保険に加入したはずなのに、申立期間の 17 か月間の年金記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の役員の妻及び複数の元同僚の供述並びに申立人が申立期間中に参加した慰安旅行の写真等から、申立人が申立期間の一部期間において有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社Aの申立期間当時の事業主は亡くなっており、社会保険の事務を担当していた役員から当時の供述を得ることができない上、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されていないため、申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚に照会したが、申立人の記憶はあるものの、申立期間の勤務実態等について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、有限会社Aの顧問社会保険労務士は、「当時のことは覚えていないが、17 か月の長期にわたり、保険料を控除しながら厚生年金保険の資格取得届や毎年の算定基礎届を提出しないことは考えられない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和38年6月1日から39年8月31日まで

昭和36年4月から同年7月まではA社B支社に外務員として勤務をし、38年6月から39年8月まではC株式会社(現在は、D株式会社)E支社に外務員として勤務をしたが、厚生年金保険の加入記録が無いので確認して、勤務した期間を加入期間として認めてほしい。

なお、当時Fと名乗っており、両社ではその名前で勤務していたと思う。また、年金事務所の調査で、申立期間②に係るC株式会社で昭和39年4月6日に資格を取得し、同年7月に取消処理が行われていると聞いたが納得できないので再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社に係る申立期間①について、申立人が「A社B支社F」と記載された名刺を所持しており、また、申立人が所持する複数の元同僚の名刺に記載された氏名が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、上記元同僚は申立人を記憶しておらず、A社B支社及び同社健康保険組合は「申立期間に係る関連資料等が保管されていないため、勤務実態等を含めて不明。」と回答しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B支社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている上記元

同僚を含む複数の者に照会したが、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答を得ることができない。

さらに、A社B支社において、申立期間当時、外務員の人事給与を担当していた業務係長は、「当時の外務員給与制度では、入社して数か月は試用期間があり、業績により正規職員に昇格(任命)されたものと記憶している。申立人の申立期間は試補(試用)期間であったと思われる。」と回答しており、他の元同僚も「外務員には3か月間の試用期間があった。」と回答している。

加えて、上記被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

次に、C株式会社E支社に係る申立期間②について、申立人の所持する複数の元同僚の名刺に記載されている氏名が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿(事業所記号番号*)に記載されていることから、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、上記元同僚は申立人を記憶しておらず、D株式会社及びG健康保険組合(C株式会社健康保険組合の後継組合)は、「申立期間に係る関連資料等が保管されていないため、勤務実態等を含めて不明。」と回答しているため、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている上記元同僚を含む複数の者に照会したが、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人が昭和39年4月6日に厚生年金保険の資格を取得した後に、「取得取消39.7.4(57)」と付記されて取り消されているが、オンライン記録によれば、申立人は申立期間②において、国民年金の保険料を現年度納付した旨の記録が確認できる。

なお、申立人に係る資格取得記録が取り消されていることについて、D株式会社及びG健康保険組合並びに年金事務所は「当時の資料が残されていないため不明。」と回答している。

加えて、C株式会社には、外勤者だけの厚生年金保険被保険者名簿(事業所記号番号*)が存在するが、同名簿にも申立人の氏名を確認することができない上、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

私は、株式会社Aに昭和 35 年 3 月 1 日から 41 年 2 月末日まで勤務していた。辞めてから会社に来なくてもよいように、給料日に給与をもらって退職した。2 月末日まで勤務していたので、2 月末日まで厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 2 月の給与支払日である同月末日に退職した旨申し立てているが、当時の同僚からは申立人の申立期間における勤務実態を確認できる供述を得ることはできず、申立人が同年 2 月 28 日まで勤務していたことは確認できない。

また、申立人が主張する給与支払日について、株式会社Aの現在の事業主に照会したところ、「当時から、給与については毎月 20 日締めで当月 25 日支払いで、現在も変わっていない。」と回答しており、複数の元同僚も「給与は、毎月 25 日に支払われていた。」と供述していることから、2 月 25 日が給与支払日であったことが推認できる。

さらに、申立人の保険料控除については、現在の事業主と当時の経理担当者ともに、「厚生年金保険料は翌月控除であった。」旨を供述しているが、当時の関連資料等は現存しておらず、申立人の昭和 41 年 2 月の保険料の控除を確認することはできない。

加えて、雇用保険の加入記録は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者期間と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
申立期間において、株式会社Aにトラックの運転手として勤務し、当時、同社の経理担当者に勧められて厚生年金保険に加入したはずなのに、その加入記録が無く、国民年金の被保険者期間となっている。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの取締役及び複数の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aにおいてトラックの運転手として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の取締役は、同社は平成 21 年末に廃業し、当時の賃金台帳及び社員名簿等の関連資料は既に廃棄処分した旨回答しており、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、上記取締役は、「当社代表取締役が個人的に所持している全社員の名前を記録した手帳を確認したものの、申立人の氏名は見当たらない上、トラックの運転手については、正社員として雇用せず、請負扱いとしていた。」と回答している。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶しているトラックの運転手として勤務していた元同僚の名前も確認できないことから、当該事業所においては、トラックの運転手については、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれる。

加えて、申立人は当時の経理担当者に勧められて厚生年金保険に加入し、保険料を経理担当者に渡していた旨主張しているが、申立期間当時から株式会社Aにおいて経理事務を担当していた元同僚は、「申立人は、社員としてではなく、外注のトラックの運転手として採用していたと思う。申立人が記憶しているもう一人の経理担当者は、社員ではない申立人に対して国民年金に加入するように勧めたものと思われる。」と供述しているほか、上記取締役は、「当時の経理担当者が申立人から保険料を預かっていたとすれば、国民年金保険料としてではないかと思われる。」と供述している。

また、そのほかの複数の元同僚は、申立人は正社員とは異なる請負のトラック運転手であり、同社においては正社員のみが厚生年金保険に加入していた旨回答している。

さらに、上記の取締役及び経理事務を担当していた元同僚は、「株式会社Aは厚生年金基金に加入しているので、申立人が厚生年金保険に加入していれば、必ず同基金の記録があるはずである。」と回答していることから、株式会社Aが加入しているB厚生年金基金に照会したところ、申立人に係る加入記録は無い旨の回答があった。

加えて、オンライン記録では、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者であり、申立期間のうち昭和47年4月以降は国民年金保険料をすべて納付済みであることが確認できる。

また、申立期間における申立人に係る雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から同年 9 月まで

A 株式会社に勤務していた申立期間については、手元に残っている給与明細書からみて、標準報酬月額が 2 万 4,000 円となっているのはおかしいと思う。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が 2 万 4,000 円とされていることには納得できないと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 9 月については、申立人から提出された給与明細書等から明らかになる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額は、いずれも 2 万 4,000 円であることが確認でき、これはオンライン記録と一致する。

また、A 株式会社は既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会したが、申立人に係る賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立期間について、事業主が届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月については申立人が保管している給与明細書は追加分と記載されていることから、当該月の標準報酬月額が確認できない。同年 7 月及び同年 8 月については、申立人は給与明細書を保管しておらず、厚生年金保険料の控除額を確認することができないが、

当時の複数の同僚が所持している当該月の給与明細書における保険料控除額は、従前と同額であることから、申立人についても同様に、上記の従前と同額の保険料が控除されていたものと考えられる。

このほか、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月10日から34年2月20日まで
申立期間について、脱退手当金が支給済みになっているが、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和34年10月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から29年11月30日まで
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱退 5,625 円 30.2.12」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年2月12日に支給決定されているなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2073 (事案 425 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年3月1日まで
(株式会社A)
② 昭和30年2月24日から同年12月1日まで
(B株式会社)
③ 昭和31年4月1日から同年5月9日まで
(株式会社C)
④ 昭和31年7月18日から34年3月1日まで
(株式会社DのE支店)
⑤ 昭和34年11月2日から35年9月10日まで
(F株式会社)
⑥ 昭和36年8月8日から38年3月31日まで
(G株式会社)

私は、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間②、③及び④に係る申立てについては、i)申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和34年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、ii)申立期間のうち、申立期間③の期間は別番号で管理されていたが、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間については把握することが困難であったものと考えられることから、申立人が関与せずに脱退手当金が

請求されたものとは考え難い。

また、申立期間④、⑤及び⑥に係る申立てについては、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑥に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和38年10月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立内容は、申立期間に係る脱退手当金を受給した覚えが無いとする主張のみであり、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。